

【ご参考】 12月28日以降のポーランド入国者への隔離措置について（12月23日）

17日に行われたニェジェルスキ保健大臣の記者会見にて発表された、28日以降のポーランド入国者に対する隔離措置の詳細については以下のとおりです。

1. 隔離措置対象者

これまで隔離措置の対象となっていたウクライナ、ベラルーシ、ロシアからの入国者に加え、以下の者が対象となります。

- (1) 航空機での入国者
- (2) 電車での入国者
- (3) 以下に該当する車両での入国者
 - (a) 公共交通機関である車両
 - (b) 運転手を含む定員が9人以上の車両
 - (c) 国際運搬に使用される車両
 - (d) 有料国際運搬に使用される、運転手を含む定員が7人から9人までの車両

2. 隔離措置の対象外となる者

- (1) 業務執行の際、以下の者は上記の隔離措置の対象外となります。
 - (a) 航空機の乗務員
 - (b) 漁師又は船員（石油プラットフォーム勤務の者を含む）
 - (c) 休息又は船舶の受け渡しのために、船舶以外の手段で国境を超える船舶の乗務員
 - (d) 船舶の乗務員
 - (e) ガスターミナル建設に携わる者
 - (f) 国際運搬の勤務に就く運転手
 - (g) 国際運搬を行う車両以外の手段で国境を超える上記の運転手
 - (h) 列車の乗務員
 - (i) 重量3.5トン以下の自動車で運搬を行う運転手
 - (j) 定員が運転手を含む7人から9人までの車両で人員を運ぶ運転手
- (2) また、以下に該当する者も隔離措置の対象外となります。
 - (a) 国境を跨ぐ農地で農作を行うために国境を超える者
 - (b) 任務を執行するポーランド軍及び友軍の軍人、警察官、国境警備隊員、国内安全庁職員、関税税務局職員、消防士、国家警備隊員、道路運搬監査局職員
 - (c) 外交団の団員、国際機関代表及びその家族、並びに外交旅券を以て国境を超える者

- (d) 海洋行政の監査官
- (e) ポーランド国内で就学する生徒およびその保護者
- (f) ポーランド以外のEUまたはEFTA加盟国、欧州経済領域諸国及びスイスにある居住地への移動のためにポーランド国内を通過するEUの長期許可または永住権を有する外国人及びその配偶者・子供
- (g) EUまたはEFTA加盟国の港を往来する娯楽用の船舶に乗船者
- (h) ポーランドの大学に在籍している大学生・大学院生、専門学校の学生
- (i) ポーランド国内で研究活動を行う者
- (j) ポーランドの文化遺産の保護にかかわる業務をポーランド国外で行う者
- (k) ポーランド国内で開催されるスポーツ大会に参加する選手・監督・医師・審判等
- (l) ポーランドでの医療行為の許可を得、にポーランドに来訪する医療従事者
- (m) 成人用の小学校に在籍し、2021年1月に卒業試験に臨む者
- (n) 新型コロナウイルスの予防接種を受け、その証明書を所有している者
- (o) 2021年1月に職業資格試験に臨む者
- (p) ポーランドまたは隣国において任務・業務を行うためシェンゲン圏内の国境を超える者（以前より例外になっている国境を跨ぎ通勤している者）

(問い合わせ先)

在ポーランド日本国大使館 領事班

☆電話：+48 22 696 5005

※開館時間のみ[09:00～12:30、13:30～17:00]。開館時間外に緊急を要する場合には大使館代表番号(+48 22 696 5000)へお掛けください(閉館時電話対応委嘱業者がまずは伺うこととなります)。

☆メール：cons@wr.mofa.go.jp

☆HP：https://www.pl.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryouji.html

(了)